# 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処 遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等 支援加算について

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 令和5年8月

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

#### ①介護職員処遇改善加算

■対象:介護職員のみ

■算定要件:以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(I)	加算(Ⅱ)	加算 (Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、	キャリアパス要件のうち、	キャリアパス要件のうち、
①+②+③を満たす	①+②を満たす	①or②を満たす
かつ	かつ	かつ
職場環境等要件	職場環境等要件	職場環境等要件
を満たす	を満たす	を満たす

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**する
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき定 期に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

#### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

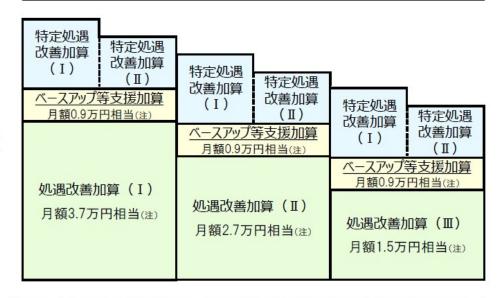
#### ②介護職員等特定処遇改善加算

- ■対象:事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
- ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
- ➤処遇改善加算(I)~(III)のいずれかを取得していること
- ➤処遇改善加算的職場環境等要件に関し、複数の取組を 行っていること
- ➤処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を 通じた見える化を行っていること

#### ③介護職員等ベースアップ等支援加算

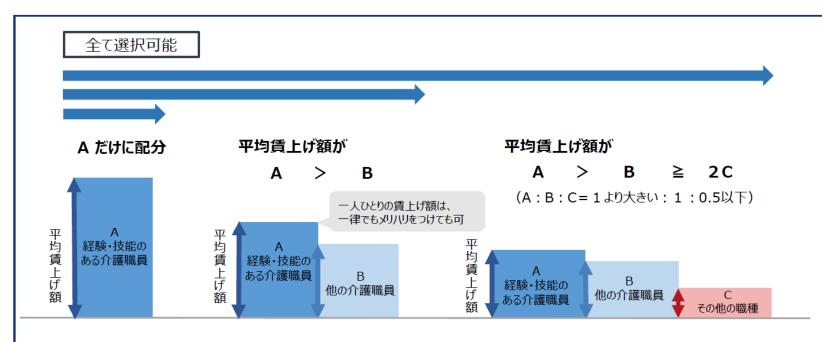
- ■対象:介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇 改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
  - ➤処遇改善加算(I)~(III)のいずれかを取得していること
  - ➤賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ 等(※)に使用することを要件とする。
    - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

#### 全体のイメージ



(注:事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。

## 介護職員等特定処遇改善加算の配分ルール



- 上記の配分ルールは、特定加算による賃金改善分についての配分方法であるため、処遇改善加算やベースアップ等加算等による賃金改善分も 含めて考える必要はない。
- 〇 また、「A:B:C=1 より大きい:1:0.5以下」という配分ルールは、 $\underbrace{A\cdot B\cdot C}$ の各グループの平均賃金改善額についての要件であって、 各グループの賃金改善の総額が当該要件を満たす必要はない。
- Aのうち、事業所あたり1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。 既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。
- Aに含める職員は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、事業所の裁量で設定。 介護福祉士の資格は求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。

## 1. 報告期限等について

- 「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書」(毎年度提出)
  - < 提出期限 > <u>加算等を取得する月の前々月の末日まで</u> 様式の改正等がある年度は、別途期限を指定します。

新規に加算を取得する場合または加算の区分を変更する場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を計画書に併せて提出してください。

- 「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書」 (毎年度提出)
  - <提出期限> 各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで
- 変更に係る届出書

申請に関係する介護サービス事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合等、要件に 該当する場合は、届出が必要になります。

<提出> 随時

# 2.様式等の掲載先

長崎県ホームページURL

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/ 提出期限等のお知らせについても、このページで行いますのでご確認ください。





## 3.相談・援助について

(1)介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業

専門家(社会保険労務士)に介護事業所の処遇改善加算等取得のための相談ができます(無料3回まで)。

### <対象>

- ・加算未取得の事業所
- ・加算区分 及び を取得している事業所(上位加算への移行)
- ・介護職員等特定処遇改善加算の未取得事業所
- <問い合わせ>

長崎県社会保険労務士会 電話095-821-4454

#### (2)雇用管理等に関する相談

雇用管理改善(処遇改善加算算定要件、書類整備などを含む)に係る課題整備について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどが相談に応じます。

<対象>

介護事業所の事業主や管理者

<問い合わせ>

介護労働安定センター 電話095-828-6549